

投票日に投票所に行けない人は 期日前投票制度、不在者投票制度をご利用ください

投票期間・時間 **2月15日(月)~20日(土) 午前8時30分~午後8時**

期日前投票

仕事や用事、病気やけがなどで投票日に投票に行くことができないと見込まれる場合、投票日より前に投票することができます。宣誓書を提出したうえで、投票用紙を直接投票箱に入れます。

宣誓書は入場整理券にもありますので事前に記入して持参するとスムーズに受け付けができます。

◎投票場所

新たにJ:COM ホルトホール大分で期日前投票ができるようになりました。

市役所第2庁舎6階大研修室、各支所
大分大学巨野原キャンパス教養教育棟 2月17日(水)・18日(木) 午前10時~午後5時
J:COM ホルトホール大分エントランスホール 2月18日(木)~20日(土) 午前9時~午後8時

※投票日まで18歳に達する人で、投票日前に投票しようとする時点で17歳の場合は、選挙管理委員室(市役所第2庁舎6階)で投票してください。

指定施設での不在者投票

県選挙管理委員会指定の病院・老人ホームなどに入院または入所中の人は、その施設で不在者投票ができます。

他市区町村での不在者投票

出張などで市外に滞在している人も、滞在先の市区町村で不在者投票をすることができます。本市選挙管理委員会に『不在者投票請求書兼宣誓書』で投票用紙を請求し、折り返し送られてきた封筒を開封せずに滞在先の市区町村の選挙管理委員会に持参して投票してください(投票時間は滞在先の市区町村の選挙管理委員会の業務時間内です)。

なお、この制度は郵送に期間を必要としますので、早めに手続きをしてください。『不在者投票請求書兼宣誓書』は市ホームページからダウンロードするか、本市選挙管理委員会に請求してください。

郵便等による不在者投票

身体に重度の障がいがあり、投票に行くことができない人は郵送で投票できます。投票用紙を請求するには事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

〈郵便等投票証明書の交付申請方法〉

申請書に下記の各種手帳や被保険者証の写しを添えて、市選挙管理委員会に提出してください。郵送に期間を必要としますので、早めに手続きしてください。申請書は市ホームページからダウンロードするか、市選挙管理委員会に請求してください。

投票用紙を請求できる期限 **2月17日(水)〈必着〉**

◎投票できる人

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証を所持していて、その障がいの程度が次の要件に該当する人

●身体障害者手帳を所持している人

両下肢・体幹・移動機能の障がい	1級または2級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	1級または3級
免疫・肝臓の障がい	1級から3級まで

●戦傷病者手帳を所持している人

両下肢・体幹の障がい	特別項症から第2項症まで
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい	特別項症から第3項症まで

●介護保険被保険者証を所持している人

要介護状態区分	要介護5
---------	------

郵便等による不在者投票における代理記載

郵便等による不在者投票の対象者のうち、自書ができない人は、あらかじめ届け出た代理人が記載することができる制度です。

代理記載の対象となる人

- ①身体障害者手帳を所持していて、上肢または視覚の障がいの程度が1級の人
- ②戦傷病者手帳を所持していて、上肢または視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症までの人

大分市議会議員選挙 2/21日

選挙管理委員会事務局 ☎ 537-5652

投票時間 午前7時~午後8時

※¹一部投票所で終了時刻を繰り上げています。



新型コロナウイルスに対する感染症対策について

◎選挙管理委員会が行う感染症対策

- 投票所出入口にアルコール消毒液を設置します。
- 投票管理者、立会人、投票所職員はマスクを着用します。
- 定期的に投票所の換気を行います。
- 記載台や鉛筆等を定期的に消毒します。

◎有権者の皆さまにお願いする感染症対策

- 鉛筆を持参して、投票用紙に記入することができます。
- 咳エチケット、マスク着用、来場前後の手洗いにご協力ください。
- 周りの人との距離を保つようにお願いします。
- 期日前投票をご利用の人は、待ち時間や投票所内の混雑緩和のため、事前に「期日前投票宣誓書」のご記入をお願いします。

投票できる人

- 日本国民であること
 - 満18歳以上であること(平成15年2月22日までに生まれた人)
 - 令和2年11月13日までに大分市に転入の届け出をし、引き続き3カ月以上住んでいる人
- ※投票の資格がある人に入場整理券(はがき)を郵送します。※市外に転出した人は、入場整理券が届いても投票できません。

点字投票

目の不自由な人で点字のできる人は、点字投票ができますので、係員に申し出てください。点字器は各投票所に用意しています。点字器を持参して投票することもできます。

代理投票

病気やけがなどで、自分で投票用紙に記入できない人は、係員に申し出てください。係員の1人が代筆し、他の係員1人が立ち会います。投票の秘密は守られますので、安心して投票してください。

選挙公報を発行します

候補者の経歴や政見(政治を行う上での意見や考え方)などを掲載した選挙公報を、投票日の前日までに各戸へ配布します。なお、市ホームページに掲載し、市役所本庁舎1階案内所、第2庁舎6階大研修室、各支所、各地区公民館にも置いています。

投票所

- 入場整理券に記載していますので、ご確認ください。
※¹ペットを連れての入場はご遠慮ください。

市内で転居した人の投票

1月25日(月)までに転居の届け出をした人は、新しい住所地での投票
1月26日(火)以降に転居の届け出をした人は、前の住所地での投票

投票所が変わる投票区

投票区	投票所
明野北第1	明野北小学校体育館
横瀬第1	横瀬地区公民館

※¹終了時刻の繰り上げ投票所

- 午後4時……百木、伊与床の投票所
- 午後6時……河原内、野津原第5~8の投票所
- 午後7時……広内、上戸次、下戸次、佐賀関地区のすべて、野津原第1~4の投票所